

平成 14 年 7 月 12 日
環 境 局

1 大伸建設（株）に対する改善命令の実施状況について

川崎市は、平成 14 年 6 月 11 日、大伸建設(株)に対し、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づいて、産業廃棄物焼却施設の改善及び使用の一時停止の行政処分をいたしました。

これに対して、大伸建設(株)は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく改善命令の期限である 7 月 11 日付けで、焼却施設の改善が困難なため、「ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条に基づく特定施設使用廃止届出書」を提出しましたので、これを受理致しました。

この間の連日の現場立入りで、焼却施設を使用していない状況も確認しており、また、今回の届出により、焼却施設の使用ができなくなります。したがって、今後ダイオキシン類の発生・排出がなくなり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく改善命令の目的は達成されますので、7 月 12 日をもって、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく改善命令を取り消すことと致しました。

また、上記の届出にあわせて、「大気汚染防止法第 11 条に基づくばい煙発生施設の使用廃止届出書」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 24 条に基づく指定事業所に係る変更届出書」も提出されました。

なお、廃棄物処理法に基づく改善命令の期限は 8 月 29 日となっておりますので、引き続きその実施について取り組んでまいります。

2 黒須田川流入水路に堆積している汚泥（底質）の除去について

大伸建設(株)王禅寺工場に隣接する黒須田川流入水路に堆積していたダイオキシン類を高濃度に含む汚泥（底質）を、6 月 17 日から 24 日にかけて、除去しました。

除去した量は約 27 トンで、除去は対象区間（約 100m）の上流部と下流部をせき止め、バキュームカーで吸入する方法を採用しました。汚泥(底質)は、(財)かながわ廃棄物処理事業団に搬入し、焼却処理しました。

除去後の河川水質につきましては、7 月中に流入水路及び黒須田川の 7 地点で、横浜市と共同で調査する予定です。

（経 緯）

- ・ 大伸建設（株）王禅寺工場からの排水停止後の 4 月 30 日に実施した黒須田川流入水路及び黒須田川の 5 地点の調査結果は 2.0 ~ 70pg - TEQ / L で、依然として環境基準（1 pg - TEQ / L）を超えていました。
- ・ 5 月 9 日に採取した黒須田川流入水路に堆積している汚泥（底質）の調査結果は、9800pg-T E Q / g でした。
- ・ 高濃度の汚泥（底質）が、下流の流入水路及び黒須田川の水質に影響している可能性があることから汚泥の除去作業に着手しました。

3 環境等調査（試料採取）の実施状況について

- ・ 農作物の調査：6 月 18 日に、大伸建設（株）を中心とした半径 1 Km 以内における 5 地点で 9 種類の農作物の調査を行いました。
- ・ 地下水（井戸水）調査：6 月 26・27 日に、第 2 回目の地下水調査（川崎市 5 地点、横浜市内 1 地点）を行いました。
- ・ 大気環境調査：7 月 2 ~ 3 日に、大伸建設（株）の焼却炉停止による大気環境への影響を確認するため、詳細調査を 10 地点で行いました。
- ・ 土壌環境調査：7 月 3・4 日に、大気環境調査地点近傍の 13 箇所の公園で土壌調査を行いました。

これらの調査結果につきましては、判明し次第、公表致します。

問い合わせ先

公害部水質課 漆畑（TEL 044-200-2519）
 化学物質担当 輿石（TEL 044-200-2532）
 生活環境部廃棄物指導課 小松（TEL 044-200-2592）